

世田谷地区名誉役員委嘱規程

(目 的)

第1条 本規程は、日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区（以下、地区という。）内におけるボーイスカウト運動の振興及び地区の健全な運営を維持すること、並びに永年にわたりボーイスカウト運動の発展のために貢献された先輩各位の功労を讃えることを目的とする。

(種 類)

第2条 名誉役員の種類は、次の通りとする。

- (1) 名誉協議会長 (2) 顧 問 (3) 相談役 (4) 参 与

(委嘱手続)

第3条 名誉役員の委嘱は、地区協議会長及び地区委員長並びに地区コミッショナーが協議して候補者を挙げ、地区委員会に諮り、決議の上、本人の承諾を得て、地区協議会に報告し、地区協議会長が委嘱する。

(任 期)

第4条 名誉役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(候補者の資格条件)

第5条 名誉役員候補者は、次の資格条件を満たした者の中から選出する。

- (1) 名誉協議会長候補者は、世田谷区長または世田谷区長の職にあった者
- (2) 顧問候補者は、教育、文化、産業、経済、地方自治または地区委員会が相当と認める分野において、永年にわたり貢献し、ボーイスカウト運動に対して深い理解と協力が顕著であり、且つ地区発展のため指導または援助が期待出来る者
- (3) 相談役候補者は、地区協議会長・同副会長、地区委員長・同副委員長、地区コミッショナー・同副コミッショナー・団担当コミッショナー、各種委員会委員長、会計係、事務長及び東京連盟並びに日本連盟の役員として通算15年以上歴任し、日本連盟功労章を有する60歳以上の者
- (4) 参与候補者は、地区の各委員会の委員または地区に所属する団において、育成会長及び団委員長並びに隊長を通算して20年以上歴任し、東京連盟有功章または特別有功章を有する55歳以上の者

(行事・会議等の出席)

第6条 名誉役員は、地区主催行事に参加出来るほか、教育規定5-6(10)の学識経験者会員として地区協議会及び総会に出席することが出来る。

(制服等の着用)

第7条 加盟登録されている名誉役員が制服を着用する場合は、教育規定施行細則9-1-3及び9-1-5(2)の地区役員と同じ帽章及び腕章並びに役職員所属章を着用することが出来る。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、地区協議会の承認を要する。

付 則

1. 本規程は、平成10年4月28日より実施する。
2. 本規定を規定から規程に訂正し、規約改定に伴い第5条の条文の中に団担当コミッショナーの追加及び各種運営委員会委員長を各種委員会委員長に変更訂正し、平成18年5月14日より実施する。